

## 平成28年度当初予算に対する要望書

平成28年1月25日

栃木県知事 福田 富一様

自由民主党栃木県支部連合会  
とちぎ自民党議員会

危機的な財政状況からの脱却に取り組んだ「とちぎ未来開拓プログラム」の考え方を継承して策定された「財政健全化取組方針」も、今年度末に終期を迎え、平成28年度当初予算は、この取組方針に基づく最後の予算編成となる。

県がこれらの取組を着実に実行し、収支均衡予算の編成を継続するとともに、財政調整的基金の残高を一定程度確保したことは評価すべきである。

しかしながら、医療福祉関係経費等の義務的経費や総合スポーツゾーンを始めとする大規模建設事業の増加に加え、地方創生に向けた大きな流れ、さらには、昨今の集中豪雨等の自然災害の多発など、県政を取り巻く環境はこれまでと大きく変化してきている。

県においては、昨年10月末、喫緊の課題である人口減少問題の克服と、将来にわたる地域活力の維持を目的とした「とちぎ創生15戦略」を策定した。

また、平成28年度から5年間の県政の基本指針となる重点戦略「とちぎ元気発信プラン（仮称）」の策定に取り組んでいるが、ここでは、現行プランの成果を検証するとともに、課題をしっかりと受け止めながら、これまでの発想や考え方を大胆に転換し、県としての理念や価値観を示し、県民誰もが夢と希望を持って安心して暮らせる、未来への明確なビジョンを描くことが必要である。

県民が将来に希望を持ちながら、満足度の高い、豊かな暮らしを実現していくためには、限られた行財政資源を有効に活用し、選択と集中を図りながらも、次代を担う子どもたちの教育、超高齢社会においても安心して暮らせる社会づくり、また、地域経済の活力の維持や、安全な地域づくりなど、県政を取り巻く様々な課題に正面から取り組んでいかなければならない。

県は平成28年度当初予算の編成に当たり、これら喫緊の課題に積極的に対応しながら、県の総合力を高め、広く県内外へ発信していくべきである。

このような状況に鑑み、別紙のとおり要望書を取りまとめたので、検討の上それぞれの措置を取られるよう強く要望する。

単位：千円  
( )内は内数

## I 予算要望事項

### 1. 県内経済の活性化について

#### (1) 産業政策の推進について

重点5分野を中心とする本県ものづくり産業の更なる成長に向けて、航空機、医療機器等の先端ものづくり産業や、地域資源を活用した食品関連産業の振興を図るとともに、ロボット関連産業やヘルスケア関連産業などの新たな成長産業の創出・育成や、本県経済を牽引する地域中核企業の成長促進を図ること。

また、圏央道が整備され、立地環境がこれまで以上に向上することから、企業のニーズを踏まえた産業団地の整備や戦略的な企業誘致を市町と連携して推進するとともに、既存立地企業の定着に向けた取組を強化すること。

さらに、県内経済を下支えする中小企業等に対する制度金融を充実するとともに、若者を本県に呼び込むための取組を強化するなど、本県経済の更なる活性化を図ること。

#### (重点事業)

○先端ものづくり産業振興事業費	203,903
○ものづくり技術強化補助金	56,000
	(政調上乘せ 20,000)
○フードバレーとちぎ推進事業費	180,583
○ロボット関連産業創出等支援事業費	1,515
○地域中核企業サポート事業費	7,791
○とちぎ地域企業応援パッケージ事業費	5,069
○企業立地推進補助金	1,210,000
○産業活性化金融対策費(一部再掲)	25,084,900
	(151,500)
○技能五輪・アビリンピック開催事業費	27,536
○U I J ターン雇用対策事業費	23,914
○とちぎ未来人材応援事業費	55,340

#### (2) 観光誘客対策について

本県観光産業の更なる発展を図るため、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックを見据えながら、引き続き、積極的に観光キャンペーンを展開するとともに、ターゲットとする国・地域の旅行ニーズ等を十分に把握し、的確な情報発信を行うなど、戦略的な海外誘客対策に取り組むこと。

また、県内各地域の資源を磨き上げ、魅力の創出に取り組むとともに、無料の公衆無線LAN環境の整備、案内標識や案内看板の多言語対応、公衆トイレ等の洋式化など受入環境整備の促進を図ること。

さらに、地域が主体となった観光地づくりの推進組織となるDMOの形成促進に取り組むこと。

(重点事業)

○大型観光誘客プロモーション事業費	79,781
○海外誘客プロモーション事業費	42,302
○誘客促進環境整備事業費	64,356
○自然公園等施設整備事業費	110,804
○自然公園等施設国際化・安全対策事業費	7,275
○自然公園誘客促進事業費	3,900
○とちぎ版DMO形成促進事業費	5,000

### (3) ブランド力の強化について

県はこれまで、「とちぎブランド推進本部」を設置し、「無名有力県」から「有名有力県」への転換に向け、全庁を挙げた取組を推進した結果、民間のブランド力調査で35位にランクされるなど一定の成果を上げた。

今後は、東京オリンピック・パラリンピック等を見据えながら、観光誘客や企業誘致、若者の就職、県産品の販売、移住促進、文化の振興など、すべての分野で選ばれる“とちぎ”となるよう、更なるブランド力の強化を図ること。

(重点事業)

○とちぎブランド・デザイン事業費	30,350
○とちぎUIJターン促進事業費	38,520
○東京オリンピック等機運醸成連携事業費	8,800
○とちぎの魅力ある文化の発信事業費	8,864

## 2. 県民の安全・安心な日常生活の確保について

### (1) 公共事業の推進について

県民の安全で豊かな暮らしや活力ある経済活動を確保していくためには、その基盤となる道路・河川等の整備はもとより、災害復旧等の要となる県内建設業の活性化を図ることが不可欠であることから、計画的に社会資本の整備を推進できるよう公共事業の予算を十分確保すること。

また、事業の推進に当たっては、限られた財源を有効に活用する必要があることから、国の交付金を活用するための事前調査にも万全を期すこと。

(重点事業)

○公共事業費（補助）（県土整備部）	38,781,977
○県単公共事業費（県土整備部）	9,058,083
	(政調上乘せ 1,200,000)
○公共事業関連調査費（県土整備部）	200,000
	(政調上乘せ 200,000)
○国道408号バイパス建設事業費（公共・再掲）	(2,280,000)
○国道400号下塩原バイパス建設事業費（公共・再掲）	(600,000)
○南摩ダム関連事業費（一部公共・再掲）	1,148,108
	(907,000)
○流域下水道建設事業費（特別会計）	1,377,753

(2) 社会資本の防災・減災対策の推進について

近年、平成27年9月関東・東北豪雨をはじめとする大型台風や集中豪雨、竜巻・突風、大雪など、記録的な異常気象が頻発しており、まさに災害がいつどこで起きても不思議ではない状況にある。

このような中、県民の生命・財産を守り、安全・安心な暮らしを確保していくためには、災害に強い県土づくりをさらに推進する必要があることから、関東・東北豪雨での被災箇所に係る早期復旧と再度災害防止に取り組むとともに、その他の道路・河川等についても、被害の未然防止や最小化に向けた防災・減災対策の重点的な実施を図ること。

(重点事業)

○緊急防災・減災対策事業費	1,500,000
○床上浸水対策特別緊急事業費（公共・再掲）	(600,000)

(3) 耐震改修促進法の改正を踏まえた耐震化の促進について

平成25年の耐震改修促進法の改正により、不特定多数の人々が利用する大規模建築物等に対し、耐震診断及びその結果報告が義務付けられたことから、本県では、平成26年度にこれらの耐震診断に係る補助制度が創設された。

県民の安全・安心を確保するためには、ホテル・旅館、病院など公共性の高い建築物の安全性向上を図る必要があることから、当該建築物に係る耐震改修等の補助制度を創設し、耐震化の支援に取り組むこと。

(重点事業)

○特定建築物等耐震改修助成事業費	160,000
------------------	---------

### 3. 保健・医療・福祉対策の充実強化について

#### (1) 保健・医療対策について

2025年の超高齢社会の到来を見据え、県民が、可能な限り住み慣れた地域で安心して日常生活を継続できる社会の実現を目指し、県民に十分な医療サービスを提供できるよう、市町や関係機関と連携し、医師確保、在宅医療の推進、地域の中核病院の機能強化等の施策について積極的に展開すること。

(重点事業)

○とちぎ地域医療支援センター事業費	402,705
○在宅医療推進事業費	248,463
○石橋総合病院整備助成費	2,342,034
○芳賀赤十字病院整備助成費	792,115
○(地独)県立がんセンター負担金	2,404,769
○とちぎりハビリテーションセンター増床関連施設整備費(病院事業会計)	15,408
○健康長寿とちぎづくり県民運動推進事業費	35,355

#### (2) 福祉・介護対策について

障害者が当たり前前に地域で暮らせる共生社会の実現に向け、障害者の地域生活への移行・継続を支援するとともに、介護を必要とする県民に十分なサービスを提供できるよう、その基盤となる施設整備及び人材確保に積極的に取り組むこと。

また、認知症高齢者が増加していることから、市町や関係機関と連携し、早期発見、早期診断、早期対応など認知症対策の充実強化を図ること。

(重点事業)

○地域生活支援拠点体制整備事業費	9,522
○障害者差別解消推進事業費	8,436
○社会福祉施設等整備助成費	1,094,072
○介護基盤整備等事業費	3,394,400
○介護人材緊急確保対策事業費	60,312
○認知症総合対策推進事業費(一部再掲)	50,662
	(3,500)

#### (3) 少子化対策について

人口減少問題が大きくクローズアップされる中で、少子化対策は社会全体で取り組む喫緊の課題である。

少子化の流れに歯止めをかけるためには、経済的な安定とともに子育て環境の充実により、結婚、妊娠・出産、子育てに対する不安を払拭し、社会全

体で若者の希望を実現していく必要がある。

そのため、更なる結婚支援の充実強化を図るとともに、出産時や不妊治療に対する助成拡大、第3子以降への保育料援助の充実など妊娠・出産や子育ての支援に努めること。また、待機児童の解消等に向け、保育所、認定こども園等の整備、保育人材の確保対策等を推進すること。

さらに、児童虐待を受けているなど援護を必要とする子どもを支援するため、老朽化・狭隘化している児童相談所の計画的な整備を進めること。

(重点事業)

○とちぎ結婚サポート事業費	40,639	
	(政調上乗せ	1,000)
○地域少子化対策強化事業費	2,000	
	(政調上乗せ	2,000)
○新制度移行臨時助成費	32,000	
	(政調上乗せ	32,000)
○特定不妊治療費助成事業費	270,150	
○第3子以降保育料免除事業費	742,564	
○安心こども特別対策事業費	3,528,341	
○保育人材確保推進事業費	890,635	
○保育士・保育所支援センター設置運営事業費	6,020	
○幼稚園運営費補助金	3,127,519	
○幼稚園耐震化事業費	628,863	
○県南児童相談所整備費	270,924	

## 4. 農林業の振興について

### (1) 農業の基盤整備について

力強い農業を推進するため、農地の集積・集約化に向けた圃場整備や畑地かんがい施設等の整備、老朽化した農業水利施設の長寿命化等に取り組むとともに、農畜産物の安定供給のための共同利用施設等の整備や増加傾向にある遊休農地の解消、農業農村の持つ多面的機能の維持等に積極的に取り組むこと。

(重点事業)

○公共事業費 (農政部)	7,679,282	
○県単公共事業費 (農政部)	247,420	
	(政調上乗せ	30,000)
○公共事業関連調査費 (農政部)	30,000	
	(政調上乗せ	30,000)
○競争力強化生産総合対策費	1,167,422	

○水田農業構造改革推進事業費	39,709
○畜産競争力強化対策事業費	762,075
○農地中間管理機構対策費	385,521
○遊休農地対策事業費	12,470
○日本型直接支払事業費（一部公共・再掲）	2,034,380
	(1,594,342)

## (2) 林業の基盤整備について

木材の安定供給体制の確立や雇用増大を通じた山村地域の活性化を図るため、林業地の林道等の整備や高性能林業機械、木材加工流通施設の整備等を積極的に支援すること。

### (重点事業)

○公共事業費（一部再掲）（環境森林部）	4,147,198
	(110,804)
○県単公共事業費（環境森林部）	565,047
	(政調上乘せ 200,000)
○林業・木材産業体質強化事業費	2,084,000
○森林整備加速化・林業再生基金事業費	370,813

## (3) 力強い農業の実現に向けて

農業の6次産業化による高付加価値化を図るとともに、いちご、トマトの産地強化、地域の特性を活かした新たな主力品目の生産拡大、次世代を見据えた先進技術の導入による園芸作物の生産振興、さらには、農業以外からの参入も含めた幅広い新規就農者の確保など、本県農業が力強く、そして魅力ある産業として発展していくための支援策を積極的に講じること。

また、県内農産物の更なる利活用のために、学校給食等での利用など、食育・地産地消を強く推進すること。

### (重点事業)

○フードバレーとちぎ6次産業化推進事業費	113,253
○新規就農総合支援事業費	790,679
○意欲ある新規就農者の確保育成事業費	37,629
○とちぎ農産物ブランド力向上対策関連事業費	103,149
	(政調上乘せ 12,000)
○とちぎの園芸活力創造総合推進事業費（一部再掲）	656,470
	(政調上乘せ・一部再掲 100,000)
	(426,961)
○とちぎ地産地消推進事業費	3,000
	(政調上乘せ 3,000)

○鳥獣から農作物を守る対策事業費

135,809

#### (4) 林業の成長産業化について

本県の林業が成長産業として発展していくために必要不可欠な川上・川中・川下における連携強化を図るとともに、とちぎ材のより一層の利用促進のため、新築住宅への補助を500戸に拡大すること。

また、野生鳥獣による農林業被害は依然として大きいことから、有害鳥獣としてのイノシシ捕獲数を10,000頭とし、市町や関係機関と連携して、獣害対策に万全を期すこと。

##### (重点事業)

○栃木発もりの未来戦略事業費	2,472
○とちぎの山業・羽ばたく人材フロンティア事業費	39,039
○次世代の森林創生実証事業費	15,000
○とちぎ材の家づくり支援事業費	147,932
	(政調上乘せ 20,000)
○地域ぐるみの総合的な鳥獣対策促進事業費	181,366
	(政調上乘せ 7,000)
○とちぎの元気な森づくり県民税事業費	851,509

## 5. エネルギー・環境対策について

本県は、県外の電源に多くを依存していることから、災害対応力の向上の観点も含め、分散型エネルギーの導入拡大による電力自給率の向上を図るため、「とちぎエネルギー戦略」に基づき、再生可能エネルギーの導入拡大や省エネルギー化の促進等に積極的に取り組むとともに、環境負荷の低減を図るため、低炭素型の設備導入を促進すること。

また、馬頭最終処分場については、早期着工に向け、着実に事業の推進を図ること。

##### (重点事業)

○再生可能エネルギー導入促進事業費	1,701,858
○低炭素型設備導入等支援事業費	3,406
○馬頭最終処分場整備事業費	433,949

## 6. 教育・スポーツの振興について

#### (1) 教育環境の充実について

個性豊かで創造性に富み、活力ある人づくりを進めていくことは、地方創生の観点からも県政の重要課題であることから、教員の適正な配置を含めた

教育体制の充実をはじめ、学力向上への取組やソフト・ハード両面における学習環境等の整備推進、社会教育の充実や私学の振興など、必要な諸施策に取り組むこと。

(重点事業)

○小・中・高校運営費補助金	6,056,876
○県立学校施設緊急維持補修費	506,260
○学校指導力強化対策事業費	2,293,162
○学校生活適応支援事業費	262,182
○高校生学力向上総合支援事業費	33,000
○新青少年教育施設基本構想策定事業費	2,333
○足利図書館移管交付金	455,000

## (2) スポーツ環境の充実について

平成34年の第77回国民体育大会・第22回全国障害者スポーツ大会の開催等に向け、新たな施設や既存施設の整備、指導者養成、選手強化に取り組むなど、県内スポーツの一層の振興を図ること。

(重点事業)

○総合スポーツゾーン整備費	3,358,593
	債務負担行為《33,300,000》
○競技力向上費	253,000
○射撃場環境整備事業費	222,000

## 7. 警察力の強化について

### (1) 交通安全施設整備の促進について

昨年の交通事故情勢は、件数、負傷者数とも一昨年より減少し、死者数は昭和31年以降で過去2番目に少なかったものの、未だに98人の方が交通事故の犠牲になるなど依然として厳しい状況にあり、全交通事故の4割以上が交差点において発生している現状からも、安全で安心な交通環境の確立に向けた取組の強化が求められている。

そこで、危険交差点・カーブの交通事故抑止対策として、特に夜間の視認性に優れ、顕著な交通事故抑止効果が認められる高輝度道路標識・標示の整備を促進するとともに、適正な更新を行い高輝度機能を維持すること。

また、一般道路標識・標示についても、更新時期を経過した老朽ストックの削減に向けて、計画的な更新を行い安全な交通環境の維持を図ること。

(重点事業)

○交通安全施設整備費	1,742,107
	(政調上乘せ 400,000)

(2) 警察庁舎の狭隘化の解消と女性警察官の勤務環境の改善について

警察庁舎については、耐震改修によって長寿命化が図られたものの、狭隘の常態化や女性警察官の増員に伴い、庁舎改修の必要性が高まりつつある。そこで、佐野警察署の改修事業と同様に、引き続き計画的な整備改修を促進し、庁舎の狭隘化の解消と女性警察官の勤務環境の改善を図り、警察機能の維持向上を図ること。

(重点事業)

○女性警察官勤務環境改善事業費	40,000
(政調上乗せ)	40,000)

(3) 重要犯罪捜査支援システム等の更新・改修について

国土交通省では、特定希望ナンバー枯渇救済のため、平成29年4月から全国でアルファベットナンバーを導入予定であり、アルファベットナンバーに対応可能な重要犯罪捜査支援システム等への更新・改修は急務である。

また、全国的にもほとんどの県が平成28年度中に一括更新予定であることから、本県においても捜査上の著しい影響をも鑑み、対象箇所すべての更新・改修を平成28年度中に図ること。

(重点事業)

○自動車ナンバー自動読取装置等整備費	1,343,614
(政調上乗せ)	950,000)

(4) 特殊詐欺対策について

平成27年中における県内の特殊詐欺の被害は、一昨年より減少したものの、依然として被害額が7億円を超え、県民に大きな被害と不安をもたらしており、特に被害額の約8割以上が65歳以上の高齢者による被害であることから、犯人グループの摘発はもとより、被害防止に効果の高いコールセンター事業や特殊詐欺被害防止検定事業等の取組を継続し、被害の抑止を図ること。

(重点事業)

○特殊詐欺対策費	56,055
----------	--------

(5) 警察体制の強化について

本県の警察官1人当たり負担人口は約590人で、負担人口が多い順位では全国13位と上位にある。平成27年度は、19人の警察官が増員されたところであるが、県民の体感治安向上のため、警察官の更なる増員を図ること。

(重点事業)

○警察官増員費	49,142
---------	--------

## 8. 県政課題への取組について

### (1) 地方創生に向けた積極的な取組について

県は昨年10月、喫緊の課題である人口減少問題の克服と将来にわたる地域活力の維持を目的とした、まち・ひと・しごと創生の実現に向け、「とちぎ創生15戦略」を策定したが、このうち、地方創生の根幹となる「まち」づくりの主役は市町であることから、県としても、国や関係機関と連携を図りながら県内市町を積極的に支援すること。

#### (重点事業)

○わがまち未来創造事業費	100,000
○「小さな拠点」づくり支援事業費	50,000
○都市農村交流施設機能強化支援事業費	17,361

### (2) 女性や若者などの活躍支援について

女性の活躍を促進し、地域の活性化につなげるためには、男性や女性の個々人の意識改革はもとより、女性のキャリア形成、労働環境の整備等が必要であることから、関係機関等と連携しながら継続的に取り組むこと。

また、女性、若者、高齢者、障害者を含めたすべての県民が、その個性と能力を十分に発揮でき、心豊かにいきいきと暮らせる社会の実現に向け、県としても必要な支援を行うこと。

#### (重点事業)

○女性活躍応援事業費	25,468
○仕事と家庭の両立支援事業費	9,580
○輝くとちぎの人づくり推進基金積立金	470,000

### (3) 地方庁舎の計画的な整備について

県の地方合同庁舎は、老朽化の進行に加え、「合同」と称していながら分庁舎方式を採用しているところもあり、県民の利便性という観点からは課題が多い。計画的に改築等の整備を進め、県民サービスの向上を図ること。

#### (重点事業)

○上都賀庁舎整備費	887,374
○芳賀庁舎整備費	1,055,559

計 108重点事業 140,716,748千円

(政調上乘せ 3,242,000千円)  
《債務負担行為 33,300,000千円》

## II 政策要望事項

### 1. 栃木県重点戦略「とちぎ元気発信プラン」(仮称)をはじめとする各種計画の推進について

平成 28 年度は、今後 5 年間の県政の基本指針となる栃木県重点戦略「とちぎ元気発信プラン」(仮称)をはじめ、多くの分野別の計画がスタートする年であるとともに、先に策定した「とちぎ創生 15 戦略」が本格展開となる重要な年である。

これらの実行に当たり、力強くスタートを切り、本県の目指す将来像として掲げている「人も地域も真に輝く 魅力あふれる元気な“とちぎ”」の実現に向けて、着実に成果をあげていくことが大切である。

については、とちぎの元気を全国に発信できるように、市町とも力を合わせ、県を挙げて、「元気発信プラン」等の着実な推進を図ること。

特に、すべての分野で選ばれる“とちぎ”づくりに向け、統一感と戦略性を持って施策展開を図るとともに、庁内組織体制の強化を含め、オールとちぎで更なるブランド力の向上に取り組むこと。

### 2. 県内経済対策の強化について

#### (1) 中小・小規模企業の振興について

- ① 中小企業・小規模企業の振興に関する条例が今年の 12 月に施行されたことから、県民に対して広く条例の趣旨を周知するとともに、県や市町がそれぞれ実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策が円滑・効果的に推進されるよう相互に連携すること。

また、官公需については、国と同様に契約目標を掲げるなど、県内の中小・小規模企業の官公需受注機会が拡大されるよう積極的に取り組むこと。

- ② 国は昨年度、小規模企業振興基本法を施行するとともに、小規模企業振興課を設置し支援する体制を強化している。

本県においても中小企業・小規模企業の振興に関する条例の施行を機に、これまでも増して小規模事業者の経営、新技術開発、海外展開等を積極的に支援していく、例えば「小規模企業支援室」のような組織を設置すること。

#### (2) 産業を支える人材育成について

ものづくり産業を担う技能者の育成や人材不足が懸念されている建設業などの人材を確保するため、教育分野と連携した取組や雇用のミスマッチ解消

の施策を積極的に推進すること。

また、中小・小規模企業の海外展開を担う人材の育成・確保を図ること。

### 3. 安全・安心な地域社会づくりについて

#### (1) 公共事業の円滑な執行について

県内の建設業者は、関東・東北豪雨等に係る災害復旧や防災・減災対策、社会資本の老朽化対策等の担い手として重要な役割を担っている。

一方で、これまでの建設投資の急激な減少や競争の激化により、建設業の経営環境が悪化する中、さらに東北三県での震災復興事業や東京オリンピック・パラリンピック関連の施設整備事業など大規模事業の本格化により、建設資材や技能労働者等の確保が困難となることが懸念されている。

そのため、平成26年度に改正された担い手3法の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた工事発注や、労務・資材等に係る価格変動の適切な設計単価への反映、公共工事に携わる技術者等の確保、若手技術者の育成等に努めること。

また、公共事業の執行に当たっては、特定の時期に建設資材や技能労働者等の確保が集中することのないよう、年度を通じた工事発注の平準化に取り組むこと。

さらに、県内市町においても県と同様の対応が図られるよう、助言等を行うこと。

#### (2) 河川における堆積土除去の推進について

平成27年9月関東・東北豪雨をはじめ記録的な豪雨が頻発していることを踏まえ、河川において土砂堆積により流下能力が大きく低下している箇所については、堆積土の除去を迅速かつ効果的に実施するとともに、民間業者による代行掘削についても積極的な活用を図ること。

#### (3) 社会資本の老朽化対策の推進について

本県では、各種施設の計画的な維持管理や修繕・更新を図るため、県有建築物等を含めた公共施設全体について総合管理計画の策定に取り組んでいるところである。

こうした公共施設の中でも、特に道路・河川等の社会資本は、県民の日常生活と経済活動を広く支える重要な基盤である一方、高度経済成長期に集中的に整備された施設の老朽化が進んでおり、早急な対応が求められている状況にある。

このため、これらの社会資本については、公共施設等総合管理計画に先んじて、各施設分野の長寿命化修繕計画を可能な限り早期に策定し、全体の施設量やコストの見通しについて、県民との情報の共有化を進めるとともに、

それらを踏まえたアクションプログラムの検討や計画的な修繕・更新等の推進を図ること。

特に、平成26年度策定の舗装長寿命化修繕計画において、緊急修繕が必要な劣化・損傷が深刻な区間を概ね5～6年で1,000km程度解消するとしているが、実際のところ修繕すべき箇所が数多く見受けられ、十分な進捗が図られていないことから、計画を着実に進めること。

また、吊り下げ式の道路案内標識については経年劣化が著しいものや表記の見直しが必要なものが見受けられることから、これらの撤去や更新等の計画的な管理を行うこと。

#### (4) 維持管理業務の一括発注の適用拡大について

日光土木事務所をはじめとする6つの土木事務所管内で導入した「道路及び河川等維持管理統合業務委託」については、引き続き、その効果と課題を検証しながら、導入されていない他の土木事務所管内の維持管理業務にも、順次適用拡大を図ること。

#### (5) 広域的な道路ネットワークの充実・強化について

- ① 本県における人口減少克服と地方創生に向けては、大都市圏や海外から人と産業を呼び込み、活発な交流と経済活動を促進するための「連携・交流ネットワーク」を充実・強化していくことが不可欠である。

このため、本県の広域道路ネットワークの指針となる新たな道路網構想を策定した上で、高速道路の機能強化や、幹線道路ネットワークの整備、ミッシングリンクの早期解消など、広域的な連携・交流を支える基盤づくりを効果的に推進すること。

- ② 高速道路の機能を最大限に活用する観点から、市町が取り組む高速道路スマートインターチェンジの計画や整備に対し、十分な支援を行うこと。
- ③ 日光宇都宮道路は、国際観光都市日光へのメインアクセス道路として、本県の産業・観光の発展に大きく寄与する幹線道路であり、引き続き高速道路並みの高いサービス水準を維持する必要があることから、主要施設の老朽化対策や耐震補強を推進するとともに、利便性向上に資する新たなインターチェンジの整備に取り組むこと。
- ④ 隣接県等との広域連携に資する主要幹線道路については、直轄指定区間への編入あるいは直轄権限代行の導入も視野に入れて、その効果的な整備の推進に向けて取り組むこと。

(6) 通学路の交通安全対策について

児童等の通学路については、小学校周辺での歩道整備を重点的に進めるとともに、片側歩道の先行整備や既存道路の路肩を活用した整備など、多様な整備手法の活用により、早期の効果発現に努めること。

(7) 思川開発事業の促進について

将来の水の安定的確保や治水を図る観点から、思川開発事業を促進するとともに、生活道路の整備など周辺地域の生活環境の充実に努めること。

(8) 線引き制度の柔軟な運用による土地の有効活用について

都市計画法に基づく市街化調整区域及び線引きされていない区域内で開発行為を行う際に、既に一団として宅地化されている地域周辺の農用地区域からの除外等については、地域の実情に即した運用を行うこと。

また、線引き制度は無秩序な市街地拡散を抑制するために制定されたもので、現在は概ね5年毎に線引きの見直しが行われているが、見直しの際には、土地利用の状況や人口密度等、各市町の実情を考慮した柔軟な対応を行うこと。

(9) 超高齢社会に対応した社会資本のバリアフリー化について

高齢者や障害者を含むすべての県民が、安全で快適な日常生活を営み、積極的な社会参加ができる生活環境の形成に向け、道路・公園など社会資本のバリアフリー化を推進するとともに、鉄道・バス等の公共交通についても、国・市町と連携しながら、交通事業者による駅のバリアフリー化やノンステップバスの導入に対し、積極的な支援を行うこと。

また、高齢者等の移動手段の確保という観点から、市町や交通事業者等と連携して公共交通の維持・充実に努めるとともに、宇都宮市と芳賀町が進めるLRT事業など、新たな公共交通システム導入に向けた市町の取組についても、県民益を十分に考慮し適切に支援していくこと。

(10) 街頭防犯カメラの設置促進について

駅前、通学路、繁華街等、不特定多数が自由に出入りする公共空間に設置する街頭防犯カメラは、犯罪の抑止効果や事件の早期解決に有効であることから、新たな補助事業の開始を検討するなど、設置主体である市町等に対する具体的な働きかけを行うこと。

なお、県警察は街頭防犯カメラの設置主体に対して、より効果的な場所への設置や適切な運用管理について、積極的な助言や支援に努めること。

## 4. 保健・医療・福祉対策について

### (1) 看護・介護職員の人材確保について

超高齢社会を迎え、在宅医療・在宅介護が推進される中で、看護・介護職員の人材不足が深刻な問題となっている。

地域包括システムの構築に向けては、看護・介護人材の確保は重要であることから、従来の養成所の支援に加え、人材育成のための研修や職場における子育て支援、有資格者の再就職支援、看護師・准看護師の同日試験日の改善など、総合的な人材確保対策を強化すること。

### (2) 在宅医療の推進について

在宅医療は、小児から高齢者まで、難病患者・認知症・末期がん・脳卒中後遺症等、幅広い対応が求められ、医師をはじめ、歯科医師・薬剤師・看護師・介護関係職種等、多くの職種が関わっている。

在宅医療を推進するためには、保健・医療・福祉・介護分野の連携が重要であることから、「在宅医療介護推進室」の設置を検討すること。

### (3) 認知症医療連携ネットワークの構築について

認知症対策推進事業として県認知症対策推進会議の運営のほか、認知症疾患医療センター運営事業や認知症サポート医養成研修への派遣、かかりつけ医認知症対応力向上研修などが行われている。

認知症対策については、認知症の早期発見・早期治療の充実や周辺症状（BPSD）への対応が重要であることから、行政、認知症疾患医療センター、開業医、地域包括支援センター等による、認知症医療連携ネットワークの構築を推進すること。

### (4) 初期救急医療の更なる充実について

初期救急医療は、休日夜間急患センター及び在宅当番医により対応している。一方、医薬分業が推進されている中で、近隣調剤薬局の稼働状況が大きく影響することから、休日夜間まで稼働する調剤薬局の整備を推進すること。

### (5) 「とちぎ歯の健康センター」の老朽化に伴う設備等の改修について

「とちぎ歯の健康センター」は、これまで県民の歯と口腔の健康づくりを推進するため、歯科医療・巡回診療・普及啓発・相談支援等の事業に取り組んできたが、完成後 22 年が経過し、老朽化が著しいことから、計画的な施設や設備の改修・更新を図ること。

(6) 子どもの貧困対策について

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、教育委員会をはじめ関係機関等と連携し、より実効性の高い子どもの貧困対策に取り組むこと。

特に、ひとり親家庭等においては、子育てや就業等において様々な不安を抱え、経済的に困窮している実態があることから、ひとり親家庭等が自立し、安心して暮らすことができるよう、支援の充実を図ること。

(7) 障害者支援の充実について

障害者優先調達を推進するため、県や市町の官公需の拡大、関係機関との協議の場の設置、調達実績の中間取りまとめを行うとともに民間事業者への働きかけを強化するなど、障害者就労支援施設への調達実績の向上に努めること。

(8) 児童養護施設等退所後の自立支援について

「とちぎユースアフターケア事業協同組合」は、これまで児童養護施設や自立援助ホームを退所した児童、里親の委託が解除された児童等のアフターケアを行うなど、様々な自立支援に取り組み成果を上げてきたが、職業的・経済的自立に向けては、今後も継続的な支援体制の充実が求められている。

については、これまでの取組を踏まえ、更なる自立支援事業の充実に向けて県の支援の強化に努めること。

(9) 健康長寿とちぎづくりの推進について

県民の平均寿命は、全国で男性 38 位、女性 46 位と低い位置にある。

平均寿命と健康寿命の延伸に向け、生活習慣の改善や健康診査の受診率向上など、疾病の発症予防や早期発見・早期治療の促進に努めること。

また、市町によって健康状況に差があることから、その解消に向け積極的に市町の取組を支援すること。

(10) 幼稚園における支援の充実について

国の幼稚園就園奨励費については、現行制度では小学 3 年生以下の兄弟から数えて第 2 子以降が補助対象となっているが、兄弟の学齢等の条件を撤廃するよう国に要望すること。

また、幼稚園特別支援教育費補助金では、対象園児が 1 人の場合と 2 人の場合とで補助単価に差が生じていることから、特別な支援を必要とする園児に十分な教育的援助を行うため、対象園児 1 人から国庫補助の対象とするよう国に働きかけること。

## 5. 農林業行政について

### (1) 力強い農業の推進について

T P Pの大筋合意を踏まえ、中長期的な施策の展開と生産者に対する丁寧な説明を行いつつ生産基盤の整備等、具体的な対応策を講じること。また、力強い農業の推進のために、農業構造の改革やI C T等を活用した新たな取組をはじめ、農地中間管理機構を活かした農地の集約化やこれらの取組と連携した大区画化、農業農村の持つ多面的機能の維持及び新たな取組、更には後継者の育成と若者の就農等をしっかりと推進するとともに、海外への販路拡大のための輸出専門スタッフを確保するなど、積極的に持続可能な農業の振興と発展に取り組むこと。

### (2) 6次産業化の推進と園芸の一層の拡大について

攻めの農業を推進し、成長産業化させるためには、6次産業化を推進するとともに、イチゴ、トマト、ニラ、アスパラガス、ナシなどの園芸作物の生産環境をしっかりと整備し、園芸の更なる振興のため、簡易施設設置に対する支援を引き続き積極的に行うこと。

### (3) 畜産の振興と食肉センター施設の整備について

畜産を力強く振興させるため、価格安定対策等の各種制度や優良種畜導入等の事業を継続して取り組むとともに、海外の販路拡大も視野に入れた安全で安心な県産食肉の安定供給のため、家畜出荷者の利便性をしっかりと確保しながら県内食肉センターの施設整備を推進すること。

### (4) 農山村資源の活用と活性化について

農山村地域の活力を維持するため、地域を支え核となるような人材の確保や育成、農産物直売所や農村レストラン等の交流拠点の機能充実と新たな機能の追加、地域の特色を活かした農作物への取組など、農山村の様々な資源を活用し、農山村地域の活性化に向けて総合的かつ戦略的な施策の展開を図ること。

また、農山村の活性化を推進するためにも、再生不可能な農地や条件不利地域等における耕作放棄地への課税強化については慎重に対応するよう国に働きかけること。

### (5) 県産材の利用促進について

間伐主体による木材生産から皆伐・再造林施業による木材生産への転換を進める中で、県産木材の利用促進のため、新築住宅への支援とともに、小規模事業所の店舗等の改装においても支援策を講じること。さらに、新技術で

あるCLTやバイオマス発電における木材の利活用にも取り組むこと。

併せて、林業就業者の技術力向上、新規就業者の確保と人材育成に取り組むこと。

(6) コンテナ苗の推進について

現在、森林資源の有効活用のため皆伐を中心とした施策を展開しており、そのためには安定した苗木の供給が必要となるが、新技術のコンテナ苗での生産が安定するまでしっかりとした支援を行うとともに、少花粉スギ種子の安定生産に取り組むこと。

(7) 野生鳥獣被害への対策について

適切な個体数管理のため、鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害防止計画の対象にカワウ等の追加を適宜検討し、狩猟免許の新規取得や狩猟者への支援等を引き続き行うとともに、野生鳥獣の捕獲個体の処理に適切に取り組むこと。

(8) とちぎの元気な森づくり県民税の検討について

豊かな水や空気を育むなど様々な公益的機能を持つ元気な森林を次代に引き継ぐため、平成20年度に導入した「とちぎの元気な森づくり県民税」の課税期間が平成29年度で終了するが、これまで、奥山林の間伐や里山林の整備などで有効に活用され、荒廃した人工林が再生するなど、成果を上げている。森林を取り巻く状況については、地方創生、獣害の深刻化、農山村地域の活性化、地球温暖化などの課題が生じてきているため、これらの多角的な観点から、平成30年度以降の本税のあり方について十分に検討すること。

(9) 環境エネルギー産業の振興について

県はものづくり産業を多数集積し、産業の振興を図ってきており、それが本県の強みとなっているが、他方で国内外の経済情勢の影響を受けやすい傾向にある。新たな成長分野でもある環境エネルギー産業は、景気の影響を受けにくい内需型の産業であることから、これらの振興を図っていくことで本県経済は安定的で厚みのあるものになり、さらには持続的な発展にも繋がることにもなる。

バランスの取れた産業構造を確立するとともに、新たな雇用を生み出して本県の経済を活性化させるためにも、環境エネルギー産業の立地促進と育成を図ること。

(10) 国土調査法に基づく地籍調査の推進について

国土調査法に基づく地籍調査進捗率は、全国51%に対し本県は22%と低位

となっている。地籍調査の遅れは、土地取引の円滑化や土地資産の保全・公共用地の適正管理を阻害する要因となり、また被災地の復旧・復興が遅れる要因ともなりうることから、積極的に推進するよう市町に働きかけるとともに、県としても支援を行うこと。

## 6. 教育行政について

### (1) 本県独自の少人数教育の推進について

児童生徒に対し、きめ細やかな指導を行っていくために、小学校第3学年以降における35人以下学級編制と非常勤講師の増員を促進し、本県独自の質の高い少人数教育を拡充させていくこと。

### (2) 小・中学校における特別支援教育の充実について

特別な支援を要する児童生徒が在籍する通常の学級や学級規模が大きな特別支援学級へ配置する非常勤講師を増員するとともに、特別支援学級を担当する教員の計画的な採用と育成に努めること。

### (3) 食育・地産地消の推進について

学校給食に本県の豊かで身近な農産物を使用することは、農業生産者の努力や食に関する感謝の念を育むとともに、将来にわたる生活習慣病の予防や県産農産物の消費拡大への有効な手段となることから、関係部局並びに市町とも連携して、学校給食における県産農産物の活用率を向上させるための取組を積極的に進めること。

### (4) 食物アレルギー対策について

年々増加する食物アレルギーのある児童生徒へのきめ細やかな対応を図るため、専門知識を有する栄養教諭・学校栄養職員の配置を充実するほか、食育の推進に係る学校栄養職員の柔軟な対応と「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の配当基準を踏まえ、共同調理場における栄養教諭・学校栄養職員の配置の改善に努めること。

### (5) 学力向上対策の推進について

本県ではここ数年にわたり「とちぎっ子学力アッププロジェクト」等により学力向上に取り組んでいるが、目立った成果は現れていない状況である。

知識基盤社会の時代といわれる今日、学力はその地域の教育力を示す重要な指標であることから、これまでの取組を検証し、家庭教育も巻き込み、市町教育委員会との連携を強化しながら、より踏み込んだ対策を講じていくこと。

(6) 県立高校の特色化・活性化の推進について

人口減少時代の中にあって地方創生を進めていくために、各地域における県立高校が存続し地域社会に貢献していくことが必要であり、また期待されている。県教育委員会はこれまで県立高校の特色化・活性化を進める事業を推進してきたが、過去の検証を行った上で、従来の事業を拡大発展させた新たな施策を展開し、県立高校の更なる特色化・活性化を推進すること。

また、「県立高校再編に関する検討会議」での議論・提言を踏まえながら、小規模校の統廃合については、各地域の実情を十分に汲み取って柔軟に対応していくこと。

(7) 主権者教育の推進について

昨年6月の「公職選挙法等の一部を改正する法律」の成立により、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、本年の参議院議員通常選挙から適用される見込みである。

高校生の一部を含む新たな有権者には「主権者」としての自覚と責任、判断力を持つことが一層求められることから、学校教育においても小・中・高の各段階に応じた主権者教育の推進に努めること。

(8) 災害時対応マニュアルの策定について

昨年9月に本県を襲った豪雨災害では、県立高校や市立小学校において大規模な被害が発生してしまった。現行のBCP（業務継続計画）だけでは十分とは言えないことから、災害時対応マニュアルの策定を早急に行い、県教育委員会、各教育事務所、市町教育委員会、学校現場等との相互の連携や補完体制等を整備していくこと。

(9) 学校施設及び備品等の老朽化対策について

県立学校施設については、今年度耐震改修事業を終了するが、老朽化した水道設備等の更新やトイレの改修をはじめ、雨漏り対策や部室を含む運動施設の整備、産業教育関係の機械・備品等の老朽化対策はとちぎの未来を支える人材育成の観点からも急務であることから、今年度策定される「県立学校施設維持管理計画」に明確な優先順位を設け、集中的な事業実施に努めること。

また、2か年で集中的に行ったトイレ改修事業及び「産業教育設備老朽化特別対策事業」は、依然として施設・設備の老朽化が解消されないことから継続すること。

(10) いじめ等の問題行動への対応について

子どもを取り巻く環境が複雑化・多様化する中、いじめをはじめとする問

題行動等への対応においても、心理や福祉など、教育以外の高い専門性が求められるような事案が増えてきている。

このため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充とともに資質の向上を図り、児童生徒・保護者や教職員を積極的に支援し、児童生徒に係る様々な問題の解決に向けた対策を早期に講じること。

また、貧困と虐待や問題行動との関連性という観点から、保健福祉部並びに市町とも連携・協力し、スクールソーシャルワーカーの確保・養成・増員に努めること。

#### (11) とちぎの文化の振興について

少子化、過疎化の進行により、地域の伝統文化の保存・継承が懸念されていることから、担い手を確保し、伝統文化を継承していくことが急務となっている。

このため、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを契機に、2022年の国体等をも見据えて、日本国内、国外に向けて魅力ある「とちぎの文化」を発信するなど積極的な施策を展開し、とちぎの文化の振興を図ること。

また、とちぎの文化の発信拠点となる県立美術館や県立博物館については、老朽化への対応や保存施設の狭隘化の改善に努めること。

#### (12) 総合スポーツゾーンの整備について

総合スポーツゾーンは、全体構想の中で「県民に愛され、県民が誇れる、県民総スポーツの推進拠点」として整備することとしており、東京オリンピック・パラリンピックのトレーニングキャンプ地や国民体育大会・全国障害者スポーツ大会のメイン会場としての使用が見込まれている。これらのイベントは、とちぎの魅力を全国に発信する絶好の機会でもあるため、予定されているイベントの開催に支障がないよう、各施設について期限内の確実な整備を図ること。

また、工事の実施に当たっては、とちぎの力を最大限に発揮させるため、県内企業を十分に活用すること。

#### (13) スポーツ施設の充実と競技力の向上について

県内スポーツ施設は、総合スポーツゾーンの整備を中核としながら、平成34年の本県国体開催等に向けた戦略的な再整備が求められている。

その他の施設についても、国体の開催や県内プロスポーツ及び県民スポーツの振興に資する施設として、計画的かつ充実した施設整備を推進すること。

併せて、国体の競技開催地となる各市町への施設整備支援についても、早期に検討すること。

また、競技力向上対策についても、各競技団体への支援の充実及び栃木県体育協会との連携、体質の改善を図りながら推進すること。

## 7. 警察行政について

### (1) 高齢者の交通事故抑止対策について

平成 27 年中の交通事故死者数は、3 年ぶりに減少に転じたものの、全死者数に占める高齢者の割合は過去最高の 61.2% を占め、その多くが歩行中に被害に遭っている。

そのような現状を踏まえ、主に高齢の歩行者を対象とした新たな教育教材として、参加・体験型の「歩行者模擬横断教育装置」を導入し、その効果を検証しながら適正な台数を整備するとともに、関係機関等と連携を図りながら、歩行者や自転車を保護するための速度抑制に資する交通環境の整備や交通指導取締り等の対策を一層促進すること。

### (2) 自転車利用者対策について

自転車に関係する交通事故の多くは、中学・高校生が当事者になっている現状を踏まえ、同年代に対する交通安全対策として、現在、スタントマンが交通事故を実演して見せる「スケアード・ストレイト方式」を用いた交通安全教室を推進しているが、同教室は教育的効果が高いことから、すべての生徒に受講させることが望ましく、関係機関等と連携しながら更なる充実を図ること。

併せて、栃木県道路交通法施行細則改正の周知徹底を図り、自転車利用者の交通安全意識の向上に努めること。